

令和 2 年 度

石川県の賃金等労働条件実態調査結果報告書

石川県商工労働部労働企画課

目 次

令和2年度賃金等労働条件実態調査

1 調査の内容	1
2 主な用語の説明	2

調査結果の概要

1 調査・集計対象	3
2 初任給	3
3 賃金	3
4 年間の休日・休暇	4
5 所定外労働時間について	4
6 育児休業制度	4
7 子の看護休暇制度	5
8 介護休業制度及び介護休暇制度	5
9 高年齢者の雇用について	6
10 非正社員の活用について	6
統計表	7
調査票	28

令和2年度賃金等労働条件実態調査

1 調査の内容

(1) 調査の内容

県内の企業における初任給、休日等の実態を把握し、公表することにより、企業の労務管理、労働者の福祉向上に資する。

(2) 調査の時期

令和2年7月31日現在

(3) 調査の対象

日本産業分類(平成19年11月改定)による次に掲げる産業のうち、県内に所在する常用労働者10人以上を雇用する1,400事業所。

なお、調査対象事業所は総務省の経済センサス母集団情報(平成30年次フレーム)を参考として、産業別(一部中分類)・規模別・地域別に無作為に抽出した。

ア 鉱業、採石業、砂利採取業

イ 建設業

ウ 製造業

エ 電気・ガス・熱供給・水道業

オ 情報通信業

カ 運輸業、郵便業

キ 卸売業、小売業

ク 金融業、保険業

ケ 不動産業、物品賃貸業

コ 学術研究、専門・技術サービス業

サ 宿泊業、飲食サービス業

シ 生活関連サービス業、娯楽業〈家事サービス業を除く。〉

ス 教育、学習支援業

セ 医療、福祉

ソ 複合サービス業

タ サービス業(他に分類されないもの)〈外国公務を除く。〉

(4) 調査票回収数

賃金等労働条件実態調査 654事業所(回収率46.7%) 調査票…別掲 調査方法…郵送調査

※上記の中には一部の調査項目について未回答の事業所が含まれるため、統計表の事業所数と一致しない場合がある。

(5) 調査項目

① 新規学卒者の初任給……令和2年の新規学卒者学歴別初任給

中 学 卒

高 校 卒……事務系・生産職別

高専・短大卒……事務系・技術職別

大 学 卒……事務系・技術職別

② 賃金

③ 労働時間、休日・休暇

- ④ 育児休業・子の看護休暇・介護休業・介護休暇制度
- ⑤ 高齢者雇用
- ⑥ 非正社員の雇用管理

2 主な用語の説明

(1) 産業分類

日本標準産業分類によって分類した。

(2) 企業規模

各企業に雇用される常用労働者数により、下記のとおり規模をⅠ～Ⅴに分類した。

Ⅰ規模 …… 10人～29人までの常用労働者を雇用する企業

Ⅱ規模 …… 30人～49人までの常用労働者を雇用する企業

Ⅲ規模 …… 50人～99人までの常用労働者を雇用する企業

Ⅳ規模 …… 100人～299人までの常用労働者を雇用する企業

Ⅴ規模 …… 300人以上の常用労働者を雇用する企業

※ 常用労働者 …… 期間を定めずに雇用されている労働者

(3) 初任給

令和2年度に採用された新規学卒者で通勤手当を除いた基準内賃金

(4) 賃金

賃金とは、勤続年数に関係なく、現在勤務している者のうち単に特定年齢の人について、基準内賃金から通勤手当を差引いた額をいう。

(5) 就業形態

就業形態	説明
正社員	雇用している労働者のうち特に雇用期間を定めていない者。 なお、パートタイマー及び他企業への出向者は除く。
多様な正社員	正社員と比べ、配置転換や転勤、仕事内容や勤務時間などの範囲が限定されている正社員。
非正社員	正社員以外の労働者(契約社員、臨時的雇用者、パートタイマー、出向社員、派遣労働者、その他)をいう。
契約社員	専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用し、雇用期間の定めのある者。
臨時的雇用者	臨時的に又は日々雇用(日雇)している者で、1ヶ月以内の雇用期間の定めのある者。(雇用期間1ヶ月以内のアルバイト含む)
パートタイマー	正社員と1日の所定労働時間、1週の所定労働日数がほぼ同じ者。雇用期間は1ヶ月を超えるか、又は定めのない者で、パートタイマーその他これに類する名称で呼ぶ者。
出向社員	他企業から出向契約に基づき出向してきている者。(出向元に籍を置いているかどうかは問わない)
派遣労働者	労働者派遣法(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律)に基づく派遣元事業所から派遣された者。
その他	上記以外の労働者。

(6) 統計表の符号について

[・] …… 該当のないもの [0] …… 単位未満の数字

(7) その他

調査対象事業所の抽出については、総務省の経済センサス母集団情報(平成30年次フレーム)を参考として無作為に抽出替えを行ったため、前年の数値と比較できない数値もある。

調査結果の概要

1 調査・集計対象〔第1表、第2表〕

- (1)経済センサスの対象事業所から規模別、業種別、地域別の割合を考慮しながら調査対象事業所を抽出した。
- (2)集計対象調査票回収数は654事業所(回収率46.7%)であった。
- (3)集計の対象となった常用労働者数は、24,761人であった。

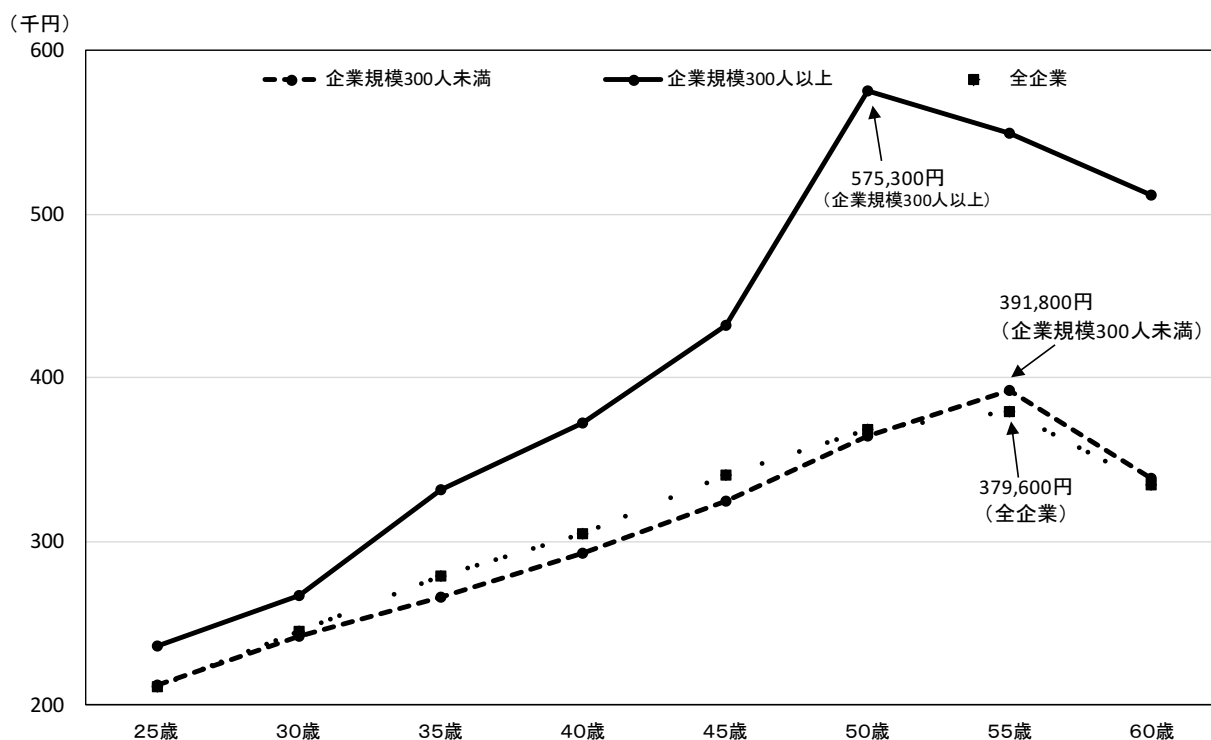
2 初任給〔第3表〕

全産業で見ると、平均で中学校卒業者は163,300円、高校卒業者の事務職等は169,700円、生産職は171,900円、短大・高専卒業者の事務職等は177,500円、技術職は185,300円、大学卒業者の事務職等は192,200円、技術職は198,200円となった。生産職、技術職が事務職等を上回る傾向にある。

3 賃金〔第4表、第5表、第6表〕

大卒正社員の年齢別平均賃金(全産業)について、55歳に賃金のピーク(〔図1〕矢印の箇所)がある事業所が多い。企業規模別の賃金カーブは図1のとおり。

【図1】大卒正社員の年齢別平均賃金(企業規模別)



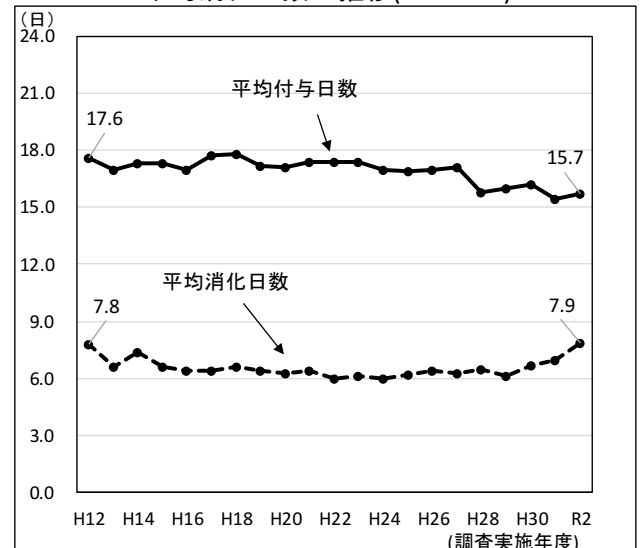
4 年間の休日・休暇〔第7表、第8表、第9表、第11表、第12表、第1図～第7図〕

年間の休日日数は、全産業・全規模の平均で108.5日、年次有給休暇の計画的付与を実施している事業所は45.8%であり、年次有給休暇の一人あたり付与日数は平均15.7日、消化日数は平均7.9日であった。

(1) 年間の平均休日日数は、全産業・全規模で108.5日であり、休日日数ごとの事業所の割合をみると、「70日未満」の事業所は全体の2.4%、「70～79日」は3.5%、「80～89日」は5.4%、「90～99日」は8.7%、「100～109日」は35.1%、「110～119日」は19.2%、「120日以上」は25.6%であった。

(2) 年次有給休暇の一人あたり付与日数は平均で15.7日であり、年次有給休暇の一人あたり消化日数は平均で7.9日となっている。(図2)

【図2】有給休暇の一人あたり平均付与日数と平均消化日数の推移(H11～R1)



5 所定外労働時間について〔第10表〕

時間外労働に労働協定(36協定)を締結している事業所は91.3%であった。

時間外労働に労働協定(36協定)を締結している事業所数は、584事業所(91.3%)となっている。

また、特別条項付きの36協定を締結している事業所数は、330事業所(52.1%)となっている。

特別条項付きの36協定で1ヵ月の特別延長時間を定めている事業所のうち、「月45超～50時間」が37.6%と最も多かった。1年間の特別延長時間では、「月600超～720時間」が39.5%と最も多かった。

6 育児休業制度〔第13表、第14表、第15表、第16表〕

※ 育児休業制度は、労働者の申し出により、子が1歳に達するまでの間休業できる制度(一定の場合には、子が2歳に達するまでの間、取得することができる)

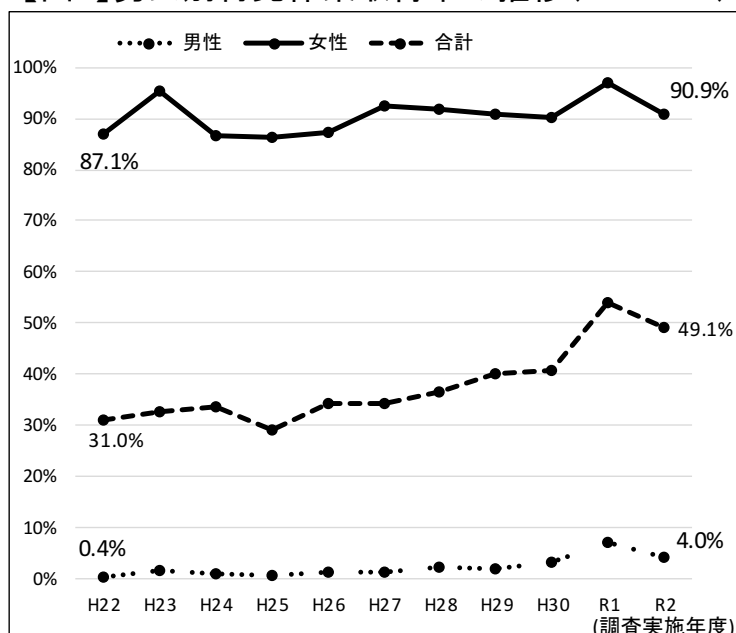
※ 出産または配偶者が出産した人数および育児休業の取得者数については平成30年度の状況を集計したもの

育児休業制度について、85.8%の事業所が就業規則等で規定しており、育児休業の取得率は、女性が90.9%、男性は4.0%となった。また、育児のための所定外労働の免除制度を就業規則等で規定している事業所は66.0%、育児のための短時間勤務制度を就業規則等で規定している事業所は71.5%であった。

育児休業制度を就業規則等で規定しているのは、552事業所(85.8%)であり、これを企業規模別の割合で見ると従業員数101人以上は97.1%、従業員数100人以下は85.2%であった。

また、集計対象事業所において、平成30年度に出産または配偶者が出産した人は786人、うち令和2年3月31日までに育児休業を取得した人は386人、取得率は49.1%である。これを男女別にみると、男性では配偶者が出産した人は378人で、そのうち育児休業を取得した人は15人、取得率は4.0%、女性では出産した人が408人で、そのうち育児休業を取得した人は371人、取得率は90.9%であった。

【図3】男女別育児休業取得率の推移(H22～R2)



さらに、育児を行う方のために設けられている育児休業以外の措置についてみると、育児のための所定外労働の免除を就業規則等で規定しているのは415事業所(66.0%)、育児のための短時間勤務制度を就業規則等で規定しているのは450事業所(71.5%)となった。

育児休業の取得率について、10年前(平成22年度)と比較すると、女性では87.1%から90.9%、男性では0.4%から4.0%、全体でも31.0%から49.1%へと上昇している。(図3)

7 子の看護休暇制度〔第17表、第18表〕

※ 子の看護休暇制度は、小学校就学前の子を養育する労働者の申し出により、1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために取得することができる休暇

子の看護休暇制度について、66.8%の事業所が就業規則等で規定している。

子の看護休暇制度を就業規則等で規定しているのは、420事業所(66.8%)であり、これを企業規模別の割合で見ると従業員数101人以上は91.4%、従業員数100人以下は65.3%であった。

子の看護休暇制度の導入企業の推移

調査実施年度	H30	R1	R2
子の看護休暇制度の導入企業(%)	72.0	59.9	66.8

※制度導入企業とは、就業規則等に規定している企業です。

8 介護休業制度及び介護休暇制度〔第19表、第20表、第21表、第22表〕

※ 介護休業制度とは、労働者の申し出により、要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに1回休業することができる制度(期間は通算して93日まで)。介護休暇制度とは、要介護状態にある家族の世話をを行うための短期の休暇制度(対象となる家族が1人...年5日、2人以上...年10日)

介護休業制度については78.7%、介護休暇制度については71.8%の事業所が就業規則等で規定している。

(1)介護休業制度を就業規則等で規定しているのは、506事業所(78.7%)であり、これを企業規模別の割合で見ると従業員数101人以上は97.1%、従業員数100人以下は77.6%であった。

さらに、集計対象事業所において、何らかの休業以外の措置を設けている事業所は382事業所(60.5%)、最も多く措置されているのは「1日の所定労働時間を短縮する制度」で337事業所(53.4%)、次いで「始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ」が109事業所(17.3%)であった。

介護休業及び介護休暇制度の導入企業

調査実施年度	H30	R1	R2
介護休業制度の導入企業(%)	79.3	73.8	78.7
介護休暇制度の導入企業(%)	71.7	63.8	71.8

※制度導入企業とは、就業規則等に規定している企業

(2)介護休暇制度を就業規則等で規定しているのは、453 事業所(71.8%)であった。これを企業規模別の割合で見ると改正育児・介護休業法により平成 24 年 6 月 30 日以前から制度が義務付けられていた従業員数 101 人以上は 97.1%であるのに対し、平成 24 年 6 月 30 日まで適用が猶予されていた従業員数 100 人以下は 70.3%となっている。

9 高齢者の雇用について [第 23 表]

高齢者（66 歳以上）を雇用している事業所は、全体の 72.7%であり、雇用形態としては「パートタイマー」が最も多い。

高齢者を雇用している事業所数は、468 事業所となっている。また、その雇用形態としては、「パートタイマー」が 277 事業所で最も多く、次いで「正社員」171 事業所、「契約社員」が 125 事業所となっている。

10 非正社員の活用について [第 24 表、第 25 表、第 26 表、第 27 表、第 8 図]

非正社員の正社員化については、人材確保の観点から雇用管理のあり方を、今後見直すことを考えている企業が全体の 47.6%であった。

非正社員を正社員として登用した事業所数は、271 事業所となっている。また、その人数は 331 人であり、契約社員が 140 人と最も多かった。

正社員化された非正社員の内訳は、「契約社員」が 42.3%、「パートタイマー」が 33.5%、「派遣労働者」が 18.7%、「臨時的雇用者」が 3.3%、「出向社員」が 2.1%となっている。

就業形態ごとの活用理由について、正社員では「基幹的な業務を確実に実施するため」が 90.2%、多様な正社員では「基幹的な業務を確実に実施するため」が 6.4%、契約社員では「高齢者の定年後の勤務延長又は再雇用のため」が 21.3%、臨時的雇用者では「仕事(業務量)の繁閑に対応するため」が 10.1%、パートタイマーでは「仕事(業務量)の繁閑に対応するため」が 48.9%、出向社員では「質の高い人材を確保するため」が 3.7%、派遣労働者では「仕事(業務量)の繁閑に対応するため」が 13.8%、その他では「高齢者の定年後の勤務延長又は再雇用のため」が 2.4%とそれぞれ最も高い数値を示した。

統 計 表

第1表 集計対象事業所

()は%

産業別	規模別 全規模 (総数)	小計 10～299人	I～IV(10～299人)規模				V規模 300人以上
			I 10～29人	II 30～49人	III 50～99人	IV 100～299人	
全産業	654 (100.0)	646 (98.8)	449 (68.7)	103 (15.7)	65 (9.9)	29 (4.4)	8 (1.2)
鉱業，採石業， 砂利採取業	1 (0.2)	1 (0.2)	1 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
建設業	62 (9.5)	62 (9.5)	53 (8.1)	9 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
製造業	119 (18.2)	117 (17.9)	57 (8.7)	27 (4.1)	21 (3.2)	12 (1.8)	2 (0.3)
電気・ガス・熱供給 ・水道業	2 (0.3)	1 (0.2)	0 (0.0)	1 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)
情報通信業	12 (1.8)	12 (1.8)	6 (0.9)	5 (0.8)	1 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)
運輸業，郵便業	26 (4.0)	26 (4.0)	21 (3.2)	3 (0.5)	0 (0.0)	2 (0.3)	0 (0.0)
卸売業，小売業	165 (25.2)	165 (25.2)	124 (19.0)	19 (2.9)	20 (3.1)	2 (0.3)	0 (0.0)
金融業，保険業	20 (3.1)	20 (3.1)	13 (2.0)	0 (0.0)	5 (0.8)	2 (0.3)	0 (0.0)
不動産業，物品賃貸	10 (1.5)	10 (1.5)	9 (1.4)	1 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
学術研究，専門・ 技術サービス業	14 (2.1)	14 (2.1)	10 (1.5)	3 (0.5)	1 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)
宿泊業，飲食サ ービス業	49 (7.5)	48 (7.3)	33 (5.0)	12 (1.8)	1 (0.2)	2 (0.3)	1 (0.2)
生活関連サービス 業，娯楽業	26 (4.0)	26 (4.0)	22 (3.4)	2 (0.3)	2 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
教育，学習支援業	17 (2.6)	15 (2.3)	11 (1.7)	3 (0.5)	0 (0.0)	1 (0.2)	2 (0.3)
医療，福祉	76 (11.6)	75 (11.5)	54 (8.3)	11 (1.7)	6 (0.9)	4 (0.6)	1 (0.2)
複合サービス事業	11 (1.7)	11 (1.7)	4 (0.6)	2 (0.3)	4 (0.6)	1 (0.2)	0 (0.0)
サービス業(他に分 類されないもの)	44 (6.7)	43 (6.6)	31 (4.7)	5 (0.8)	4 (0.6)	3 (0.5)	1 (0.2)

※端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

第2表 集計対象労働者

()は%

産業別 規模別	全規模 (総数)	小計 10~299人	I~IV(10~299人)規模				V規模 300人以上
			I 10~29人	II 30~49人	III 50~99人	IV 100~299人	
全産業	24,761 (100.0)	20,778 (83.9)	7,816 (31.6)	3,961 (16.0)	4,440 (17.9)	4,561 (18.4)	3,983 (16.1)
鉱業,採石業, 砂利採取業	10 (0.0)	10 (0.0)	10 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
建設業	1,289 (5.2)	1,289 (5.2)	958 (3.9)	331 (1.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
製造業	6,854 (27.7)	5,667 (22.9)	1,103 (4.5)	1,069 (4.3)	1,421 (5.7)	2,074 (8.4)	1,187 (4.8)
電気・ガス・熱供給 ・水道業	414 (1.7)	34 (0.1)	0 (0.0)	34 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	380 (1.5)
情報通信業	320 (1.3)	320 (1.3)	97 (0.4)	172 (0.7)	51 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)
運輸業,郵便業	680 (2.7)	680 (2.7)	311 (1.3)	114 (0.5)	0 (0.0)	255 (1.0)	0 (0.0)
卸売業,小売業	4,618 (18.7)	4,618 (18.7)	2,253 (9.1)	735 (3.0)	1,375 (5.6)	255 (1.0)	0 (0.0)
金融業,保険業	775 (3.1)	775 (3.1)	185 (0.7)	0 (0.0)	323 (1.3)	267 (1.1)	0 (0.0)
不動産業,物品賃貸	164 (0.7)	164 (0.7)	118 (0.5)	46 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
学術研究,専門・ 技術サービス業	382 (1.5)	382 (1.5)	199 (0.8)	106 (0.4)	77 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
宿泊業,飲食 サービス業	1,714 (6.9)	1,404 (5.7)	528 (2.1)	450 (1.8)	98 (0.4)	328 (1.3)	310 (1.3)
生活関連サービス 業,娯楽業	560 (2.3)	560 (2.3)	372 (1.5)	69 (0.3)	119 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)
教育,学習支援業	1,659 (6.7)	417 (1.7)	172 (0.7)	117 (0.5)	0 (0.0)	128 (0.5)	1,242 (5.0)
医療,福祉	2,623 (10.6)	2,309 (9.3)	917 (3.7)	424 (1.7)	411 (1.7)	557 (2.2)	314 (1.3)
複合サービス事業	727 (2.9)	727 (2.9)	101 (0.4)	92 (0.4)	295 (1.2)	239 (1.0)	0 (0.0)
サービス業(他に分類 されないもの)	1,972 (8.0)	1,422 (5.7)	492 (2.0)	202 (0.8)	270 (1.1)	458 (1.8)	550 (2.2)

※端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

第3表 学歴・職種別の初任給平均金額(産業別・全規模)

産業別	学歴別 中学校卒	高校卒	
		管理職 事務販売職	生産職
全産業	163,300	169,700	171,900
鉱業，採石業，砂利採取業	150,000	170,000	180,000
建設業	178,800	179,200	184,700
製造業	152,300	163,900	163,800
卸売業，小売業	156,300	169,600	167,900
金融業，保険業	169,500	165,600	170,000
運輸業，郵便業	189,200	167,500	182,100
電気・ガス・熱供給・水道業	-	166,700	-
情報通信業	140,000	169,000	168,300
不動産業，物品賃貸業	200,000	193,800	213,300
学術研究，専門・技術サービス業	-	161,700	175,800
宿泊業，飲食サービス業	163,800	177,000	176,300
生活関連サービス業，娯楽業	179,500	174,100	164,300
教育，学習支援業	140,000	161,300	179,600
医療，福祉	165,300	172,100	173,300
複合サービス事業	-	151,100	150,100
サービス業 (他に分類されないもの)	163,400	167,100	168,800

短大・高専卒		大学卒	
管理職 事務職 販売職	技術職	管理職 事務職 販売職	技術職
(円) 177,500	(円) 185,300	(円) 192,200	(円) 198,200
170,000	200,000	220,000	230,000
189,800	208,400	205,000	223,200
173,600	175,800	188,900	189,200
179,300	178,700	194,700	194,800
175,600	174,000	199,500	228,000
168,600	198,400	169,900	199,900
176,000	-	200,000	-
174,700	195,600	185,900	189,500
193,000	215,000	208,900	224,900
174,700	199,200	189,500	212,300
181,300	183,100	191,300	196,500
195,000	180,200	201,200	188,900
166,300	182,700	180,000	185,000
176,800	188,800	192,500	198,600
162,000	161,500	175,600	176,300
167,900	172,800	180,300	185,900

※百円未満は切り上げています。「-」は、データが全くなかったものです。

学歴・職種・男女別ポイント賃金

第4表 全産業・全規模

学歴別 男女別 年齢別 (歳)	中学校卒		高校卒			
	男性	女性	管理職 事務職 販売職		生産職	
			男性	女性	男性	女性
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
25	188,300	179,000	197,100	185,000	203,600	173,200
30	234,700	188,000	236,400	202,100	216,700	185,100
35	232,700	209,000	257,200	209,300	233,700	197,400
40	251,600	224,000	273,400	203,000	266,000	205,300
45	229,500	225,700	304,100	230,700	284,900	221,400
50	265,900	228,000	312,000	249,600	290,800	231,500
55	266,500	238,000	360,500	256,100	301,200	222,900
60	246,700	248,000	319,600	234,100	288,300	212,100

第5表 全産業・I～IV規模(10人～299人)

25	188,300	179,000	196,600	184,900	203,400	172,200
30	234,700	188,000	235,400	198,000	214,800	184,300
35	232,700	209,000	255,500	204,700	231,600	194,900
40	251,600	224,000	270,000	201,700	264,000	203,300
45	229,500	225,700	304,100	231,600	283,000	221,000
50	265,900	228,000	312,000	245,700	288,500	225,300
55	266,500	238,000	361,200	255,300	300,000	222,900
60	246,700	248,000	321,700	230,700	281,700	212,100

第6表 全産業・V規模(300人以上)

25	-	-	221,800	186,500	214,600	186,500
30	-	-	251,600	246,100	304,800	200,400
35	-	-	288,100	253,800	341,400	215,300
40	-	-	409,100	236,300	418,500	232,300
45	-	-	-	220,300	419,500	225,300
50	-	-	-	289,900	468,700	296,300
55	-	-	320,000	270,200	376,700	-
60	-	-	230,000	308,200	574,900	-

※「-」は、データが全くなかったものです。

短大・高専卒				大学卒			
管理職 事務職 販売職		技術職		管理職 事務職 販売職		技術職	
男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
199,400	186,000	205,200	211,200	213,900	204,600	210,900	211,800
223,200	204,000	226,300	218,800	249,300	227,300	254,400	235,200
255,400	220,300	302,600	233,500	285,500	275,200	275,100	246,800
287,900	231,500	277,700	267,400	319,000	247,000	310,200	299,000
305,300	252,500	298,000	272,600	358,800	287,200	347,700	259,900
348,600	262,900	323,500	277,600	396,300	292,400	355,600	351,100
330,800	251,900	320,300	286,800	403,300	290,100	387,300	260,600
255,300	242,200	340,700	273,700	353,100	277,000	320,800	338,800

198,500	181,100	203,000	200,400	213,700	199,800	208,800	203,500
216,900	196,500	223,600	213,500	247,900	223,800	254,200	223,600
250,700	214,300	302,100	213,700	281,800	265,300	265,000	224,200
287,900	233,100	271,800	255,800	318,500	240,500	300,800	279,800
305,300	251,800	291,500	263,200	355,000	280,100	330,500	209,000
346,100	258,900	315,400	259,700	394,300	271,000	333,800	268,600
322,900	248,200	310,400	274,300	395,100	254,900	342,100	246,800
255,300	239,900	326,000	260,000	213,700	199,800	247,900	223,800

223,300	230,800	241,200	297,400	218,000	243,100	230,200	244,900
305,200	235,700	305,100	299,000	268,700	242,100	256,300	316,600
358,700	242,200	311,800	266,400	330,900	303,000	363,800	276,900
-	221,200	370,100	372,300	327,100	263,200	429,300	337,200
-	261,700	373,600	333,600	491,700	322,700	523,600	310,800
442,500	293,100	433,400	331,500	428,400	388,900	595,900	516,000
464,200	277,200	409,500	342,700	515,500	431,200	647,100	329,400
-	265,200	451,100	356,300	483,500	283,200	590,800	472,900

第7表 産業別週休2日制の実施状況

産業別	制度別	合計	週休2日制を		
			小計	完全週休2日制	月3回週休2日制
全産業	(事業所)	637 (100)	575 (90.3)	238 (37.4)	68 (10.7)
	(適用労働者)	24,170 (100)	22,717 (94.0)	9,787 (40.5)	2,048 (8.5)
鉱業、採石業、砂利採取業	(事業所)	1 (100)	- (-)	- (-)	- (-)
	(適用労働者)	10 (100)	- (-)	- (-)	- (-)
建設業	(事業所)	62 (100)	59 (95.2)	8 (12.9)	6 (9.7)
	(適用労働者)	1,289 (100)	1,209 (93.8)	159 (12.3)	147 (11.4)
製造業	(事業所)	117 (100)	111 (94.9)	30 (25.6)	18 (15.4)
	(適用労働者)	6,809 (100)	6,610 (97.1)	2,524 (37.1)	727 (10.7)
繊維関係	(事業所)	13 (100)	11 (84.6)	3 (23.1)	1 (7.7)
	(適用労働者)	558 (100)	500 (89.6)	261 (46.8)	60 (10.8)
機械金属・電気電子関係	(事業所)	56 (100)	55 (98.2)	22 (39.3)	10 (17.9)
	(適用労働者)	4,502 (100)	4,456 (99.0)	2,095 (46.5)	472 (10.5)
その他	(事業所)	48 (100)	45 (93.8)	5 (10.4)	7 (14.6)
	(適用労働者)	1,749 (100)	1,654 (94.6)	168 (9.6)	195 (11.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	(事業所)	2 (100)	2 (100.0)	1 (50.0)	- (0.0)
	(適用労働者)	414 (100)	414 (100.0)	380 (91.8)	- (0.0)
情報通信業	(事業所)	12 (100)	12 (100.0)	10 (83.3)	1 (8.3)
	(適用労働者)	320 (100)	320 (100.0)	288 (90.0)	20 (6.3)
運輸業、郵便業	(事業所)	25 (100)	20 (80.0)	7 (28.0)	1 (4.0)
	(適用労働者)	665 (100)	572 (86.0)	102 (15.3)	10 (1.5)
卸売業、小売業	(事業所)	162 (100)	149 (92.0)	54 (33.3)	25 (15.4)
	(適用労働者)	4,576 (100)	4,271 (93.3)	1,656 (36.2)	614 (13.4)
金融業、保険業	(事業所)	19 (100)	19 (100.0)	17 (89.5)	1 (5.3)
	(適用労働者)	765 (100)	765 (100.0)	739 (96.6)	12 (1.6)
不動産業、物品賃貸業	(事業所)	10 (100)	9 (90.0)	2 (20.0)	2 (20.0)
	(適用労働者)	164 (100)	153 (93.3)	38 (23.2)	56 (34.1)
学術研究、専門・技術サービス業	(事業所)	14 (100)	13 (92.9)	7 (50.0)	- (0.0)
	(適用労働者)	382 (100)	366 (95.8)	240 (62.8)	- (0.0)
宿泊業、飲食サービス業	(事業所)	45 (100)	32 (71.1)	15 (33.3)	3 (6.7)
	(適用労働者)	1,365 (100)	1,059 (77.6)	275 (20.1)	82 (6.0)
生活関連サービス業、娯楽業	(事業所)	23 (100)	20 (87.0)	9 (39.1)	1 (4.3)
	(適用労働者)	502 (100)	469 (93.4)	160 (31.9)	23 (4.6)
教育、学習支援業	(事業所)	16 (100)	14 (87.5)	8 (50.0)	- (0.0)
	(適用労働者)	1,648 (100)	1,592 (96.6)	287 (17.4)	- (0.0)
医療、福祉	(事業所)	74 (100)	63 (85.1)	43 (58.1)	3 (4.1)
	(適用労働者)	2,562 (100)	2,260 (88.2)	1,404 (54.8)	82 (3.2)
複合サービス事業	(事業所)	11 (100)	11 (100.0)	5 (45.5)	3 (27.3)
	(適用労働者)	727 (100)	727 (100.0)	488 (67.1)	95 (13.1)
サービス業(他に分類されないもの)	(事業所)	44 (100)	41 (93.2)	22 (50.0)	4 (9.1)
	(適用労働者)	1,972 (100)	1,930 (97.9)	1,047 (53.1)	180 (9.1)

()は%

実 施				1週1日休み 又は 4週4日休み	1週に1日半休み	その他
隔週 週休2日制	月2回 週休2日制	月1回 週休2日制	その他 週休2日制			
89 (14.0)	48 (7.5)	12 (1.9)	120 (18.8)	19 (3.0)	28 (4.4)	15 (2.4)
2,887 (11.9)	1,146 (4.7)	692 (2.9)	6,157 (25.5)	406 (1.7)	490 (2.0)	557 (2.3)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	10 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)
18 (29.0)	13 (21.0)	4 (6.5)	10 (16.1)	2 (3.2)	1 (1.6)	- (0.0)
360 (27.9)	246 (19.1)	53 (4.1)	244 (18.9)	56 (4.3)	24 (1.9)	- (0.0)
22 (18.8)	11 (9.4)	- (0.0)	30 (25.6)	- (0.0)	2 (1.7)	4 (3.4)
487 (7.2)	334 (4.9)	- (0.0)	2,538 (37.3)	- (0.0)	38 (0.6)	161 (2.4)
4 (30.8)	3 (23.1)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (7.7)	1 (7.7)
75 (13.4)	104 (18.6)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	10 (1.8)	48 (8.6)
8 (14.3)	3 (5.4)	- (0.0)	12 (21.4)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.8)
192 (4.3)	105 (2.3)	- (0.0)	1,592 (35.4)	- (0.0)	- (0.0)	46 (1.0)
10 (20.8)	5 (10.4)	- (0.0)	18 (37.5)	- (0.0)	1 (2.1)	2 (4.2)
220 (12.6)	125 (7.1)	- (0.0)	946 (54.1)	- (0.0)	28 (1.6)	67 (3.8)
1 (50.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
34 (8.2)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (8.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	12 (3.8)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
6 (24.0)	2 (8.0)	1 (4.0)	3 (12.0)	- (0.0)	3 (12.0)	2 (8.0)
274 (41.2)	125 (18.8)	16 (2.4)	45 (6.8)	- (0.0)	68 (10.2)	25 (3.8)
25 (15.4)	13 (8.0)	1 (0.6)	31 (19.1)	4 (2.5)	6 (3.7)	3 (1.9)
662 (14.5)	295 (6.4)	20 (0.4)	1,024 (22.4)	71 (1.6)	80 (1.7)	154 (3.4)
- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (5.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	14 (1.8)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
3 (30.0)	- (0.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	- (0.0)	1 (10.0)	- (0.0)
38 (23.2)	- (0.0)	11 (6.7)	10 (6.1)	- (0.0)	11 (6.7)	- (0.0)
2 (14.3)	1 (7.1)	- (0.0)	3 (21.4)	- (0.0)	- (0.0)	1 (7.1)
51 (13.4)	11 (2.9)	- (0.0)	64 (16.8)	- (0.0)	- (0.0)	16 (4.2)
2 (4.4)	2 (4.4)	2 (4.4)	8 (17.8)	6 (13.3)	6 (13.3)	1 (2.2)
56 (4.1)	64 (4.7)	238 (17.4)	344 (25.2)	161 (11.8)	122 (8.9)	23 (1.7)
1 (4.3)	- (0.0)	1 (4.3)	8 (34.8)	1 (4.3)	1 (4.3)	1 (4.3)
24 (4.8)	- (0.0)	13 (2.6)	249 (49.6)	11 (2.2)	11 (2.2)	11 (2.2)
1 (6.3)	1 (6.3)	- (0.0)	4 (25.0)	1 (6.3)	1 (6.3)	- (0.0)
665 (40.4)	11 (0.7)	- (0.0)	629 (38.2)	43 (2.6)	13 (0.8)	- (0.0)
3 (4.1)	1 (1.4)	2 (2.7)	11 (14.9)	2 (2.7)	6 (8.1)	3 (4.1)
55 (2.1)	13 (0.5)	341 (13.3)	365 (14.2)	30 (1.2)	105 (4.1)	167 (6.5)
- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	3 (27.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	144 (19.8)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
5 (11.4)	4 (9.1)	- (0.0)	6 (13.6)	2 (4.5)	1 (2.3)	- (0.0)
181 (9.2)	47 (2.4)	- (0.0)	475 (24.1)	24 (1.2)	18 (0.9)	- (0.0)

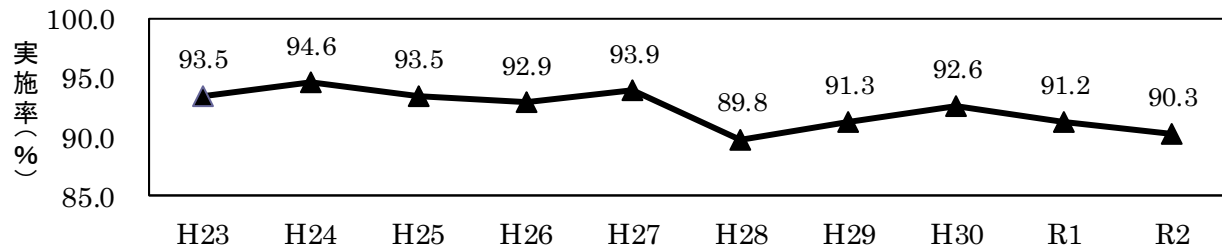
※割合については、端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

第8表 企業規模別週休2日制の実施状況

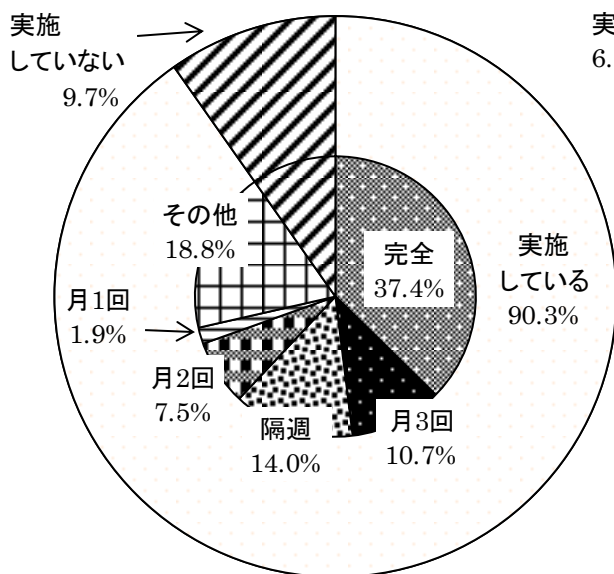
規模別	制度別	合計	週休2日制を		
			小計	完全週休2日制	月3回週休2日制
全規模	(事業所)	637 (100)	575 (90.3)	238 (37.4)	68 (10.7)
	(適用労働者)	24,170 (100)	22,717 (94.0)	9,787 (40.5)	2,048 (8.5)
I 10~29人	(事業所)	435 (100)	386 (88.7)	159 (36.6)	48 (11.0)
	(適用労働者)	7,615 (100)	6,802 (89.3)	2,765 (36.3)	911 (12.0)
II 30~49人	(事業所)	101 (100)	91 (90.1)	32 (31.7)	10 (9.9)
	(適用労働者)	3,881 (100)	3,491 (90.0)	1,200 (30.9)	406 (10.5)
III 50~99人	(事業所)	65 (100)	63 (96.9)	29 (44.6)	9 (13.8)
	(適用労働者)	4,440 (100)	4,300 (96.8)	1,967 (44.3)	615 (13.9)
IV 100~299人	(事業所)	29 (100)	28 (96.6)	15 (51.7)	1 (3.4)
	(適用労働者)	4,561 (100)	4,451 (97.6)	2,183 (47.9)	116 (2.5)
V 300人以上	(事業所)	7 (100)	7 (100)	3 (42.9)	- (0.0)
	(適用労働者)	3,673 (100)	3,673 (100)	1,672 (45.5)	- (0.0)

※端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

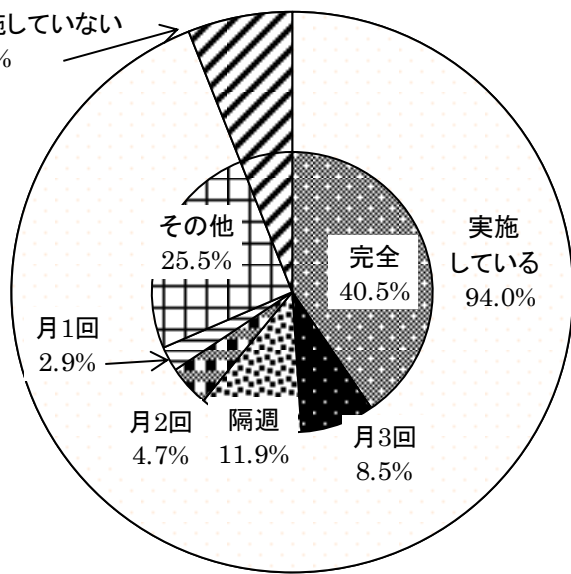
第1図 最近10年間の週休2日制実施率の推移(事業所)



第2図 週休2日制の実施状況(事業所)



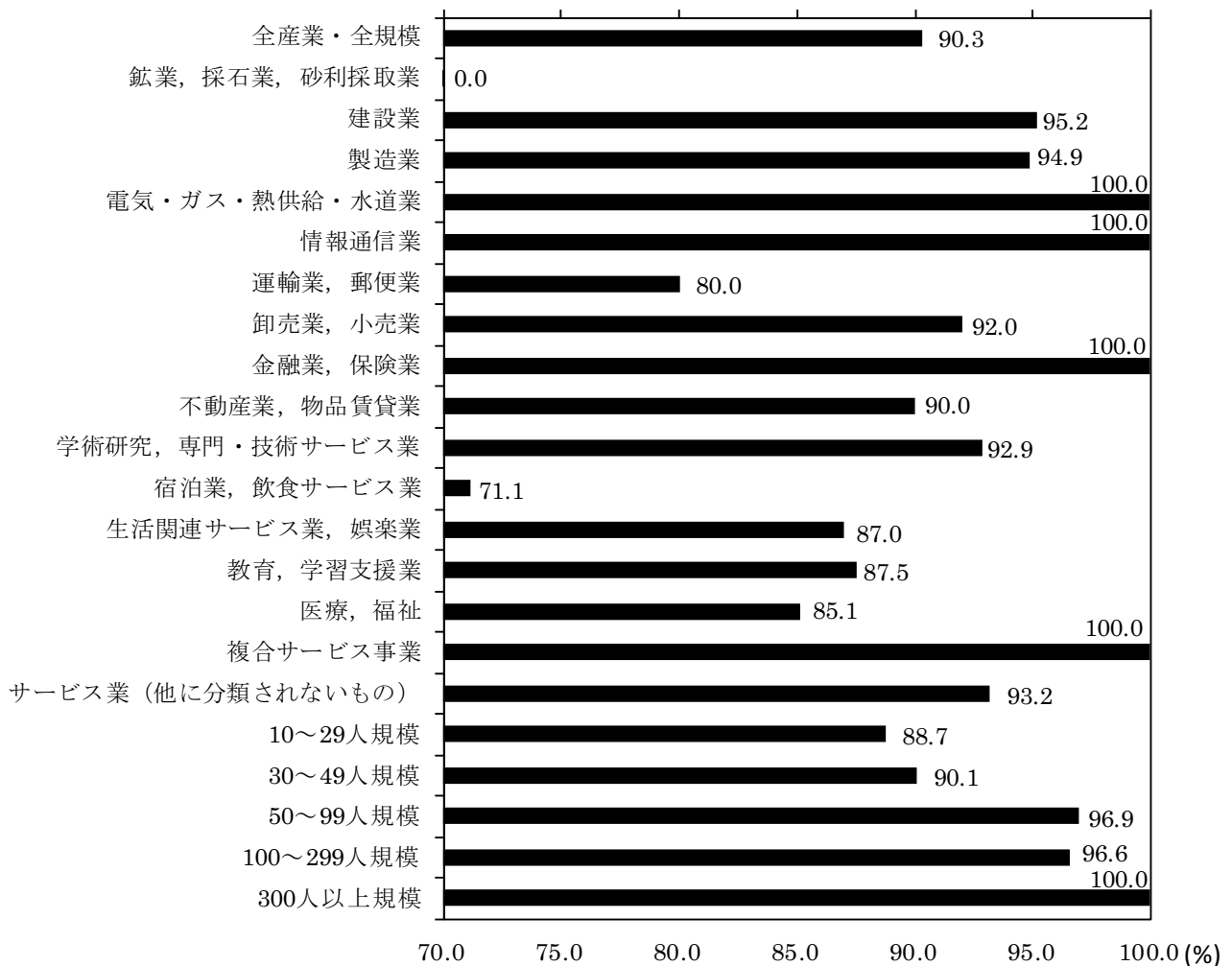
第3図 週休2日制の実施状況(適用労働者)



()は%

実 施				1週1日休み 又は 4週4日休み	1週に1日 半休み	その他
隔週 週休2日制	月2回 週休2日制	月1回 週休2日制	その他 週休2日制			
89 (14.0)	48 (7.5)	12 (1.9)	120 (18.8)	19 (3.0)	28 (4.4)	15 (2.4)
2,887 (11.9)	1,146 (4.7)	692 (2.9)	6,157 (25.5)	406 (1.7)	490 (2.0)	557 (2.3)
64 (14.7)	37 (8.5)	10 (2.3)	68 (15.6)	15 (3.4)	26 (6.0)	8 (1.8)
1,117 (14.7)	594 (7.8)	150 (2.0)	1,265 (16.6)	257 (3.4)	419 (5.5)	137 (1.8)
20 (19.8)	7 (6.9)	- (0.0)	22 (21.8)	4 (4.0)	2 (2.0)	4 (4.0)
741 (19.1)	262 (6.8)	- (0.0)	882 (22.7)	149 (3.8)	71 (1.8)	170 (4.4)
3 (4.6)	3 (4.6)	- (0.0)	19 (29.2)	- (0.0)	- (0.0)	2 (3.1)
224 (5.0)	175 (3.9)	- (0.0)	1,319 (29.7)	- (0.0)	- (0.0)	140 (3.2)
1 (3.4)	1 (3.4)	1 (3.4)	9 (31.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (3.4)
140 (3.1)	115 (2.5)	228 (5.0)	1,669 (36.6)	- (0.0)	- (0.0)	110 (2.4)
1 (14.3)	- (0.0)	1 (14.3)	2 (28.6)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
665 (18.1)	- (0.0)	314 (8.5)	1,022 (27.8)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)

第4図 週休2日制の実施状況(事業所)



第9表 年間の休日日数

産業別	日数別	合計		70日未満		70～79日		平均日数		
			平均日数		平均日数		平均日数			
全産業	(事業所)	624	(100)	108.5	15	(2.4)	57.7	22	(3.5)	75.7
	(適用労働者)	23,259	(100)		272	(1.2)		625	(2.7)	
鉱業，採石業，砂利採取業	(事業所)	1	(100)	79.0	-	(0.0)	-	1	(100.0)	79.0
	(適用労働者)	10	(100)		-	(0.0)		10	(100.0)	
建設業	(事業所)	61	(100)	103.1	2	(3.3)	63.0	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	1,269	(100)		38	(3.0)		-	(0.0)	
製造業	(事業所)	115	(100)	110.0	-	(0.0)	-	2	(1.7)	77.0
	(適用労働者)	6,487	(100)		-	(0.0)		66	(1.0)	
繊維関係	(事業所)	13	(100)	110.8	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	558	(100)		-	(0.0)		-	(0.0)	
機械金属・電気電子関係	(事業所)	56	(100)	112.3	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	4,502	(100)		-	(0.0)		-	(0.0)	
その他	(事業所)	46	(100)	106.8	-	(0.0)	-	2	(4.3)	77.0
	(適用労働者)	1,427	(100)		-	(0.0)		66	(4.6)	
電気・ガス・熱供給・水道業	(事業所)	2	(100)	113.0	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	414	(100)		-	(0.0)		-	(0.0)	
情報通信業	(事業所)	12	(100)	122.3	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	320	(100)		-	(0.0)		-	(0.0)	
運輸業，郵便業	(事業所)	25	(100)	104.4	-	(0.0)	-	2	(8.0)	74.0
	(適用労働者)	665	(100)		-	(0.0)		137	(20.6)	
卸売業，小売業	(事業所)	160	(100)	108.2	2	(1.3)	57.5	3	(1.9)	74.3
	(適用労働者)	4,488	(100)		21	(0.5)		47	(1.0)	
金融業，保険業	(事業所)	19	(100)	126.3	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	765	(100)		-	(0.0)		-	(0.0)	
不動産業，物品賃貸業	(事業所)	10	(100)	104.5	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	164	(100)		-	(0.0)		-	(0.0)	
学術研究，専門・技術サービス業	(事業所)	14	(100)	119.7	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	382	(100)		-	(0.0)		-	(0.0)	
宿泊業，飲食サービス業	(事業所)	40	(100)	92.1	6	(15.0)	56.5	7	(17.5)	75.7
	(適用労働者)	954	(100)		147	(15.4)		191	(20.0)	
生活関連サービス業，娯楽業	(事業所)	21	(100)	102.3	2	(9.5)	58.0	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	454	(100)		24	(5.3)		-	(0.0)	
教育，学習支援業	(事業所)	16	(100)	108.2	-	(0.0)	-	2	(12.5)	76.5
	(適用労働者)	1,648	(100)		-	(0.0)		39	(2.4)	
医療，福祉	(事業所)	73	(100)	111.5	-	(0.0)	-	5	(6.8)	75.8
	(適用労働者)	2,549	(100)		-	(0.0)		144	(5.6)	
複合サービス事業	(事業所)	11	(100)	116.5	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	727	(100)		-	(0.0)		-	(0.0)	
サービス業 (他に分類されないもの)	(事業所)	44	(100)	112.5	3	(6.8)	56.7	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	1,972	(100)		42	(2.1)		-	(0.0)	

※端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

() は%

80～89日			90～99日			100～109日			110～119日			120日以上		
		平均 日数			平均 日数			平均 日数			平均 日数			平均 日数
34	(5.4)	85.2	54	(8.7)	94.5	219	(35.1)	104.8	120	(19.2)	113.6	160	(25.6)	128.5
672	(2.9)		1966	(8.5)		7372	(31.7)		4423	(19.0)		7929	(34.1)	
-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
-	(0.0)		-	(0.0)		-	(0.0)		-	(0.0)		-	(0.0)	
7	(11.5)	87.6	9	(14.8)	94.3	29	(47.5)	103.4	8	(13.1)	113.9	6	(9.8)	131.8
140	(11.0)		200	(15.8)		592	(46.7)		148	(11.7)		151	(11.9)	
2	(1.7)	88.0	7	(6.1)	93.7	46	(40.0)	104.5	37	(32.2)	113.5	21	(18.3)	126.3
72	(1.1)		198	(3.1)		1,812	(27.9)		2,160	(33.3)		2,179	(33.6)	
-	(0.0)	-	2	(15.4)	90.0	4	(30.8)	104.8	3	(23.1)	113.3	4	(30.8)	125.5
-	(0.0)		30	(5.4)		138	(24.7)		172	(30.8)		218	(39.1)	
1	(1.8)	88.0	2	(3.6)	96.0	18	(32.1)	104.3	21	(37.5)	113.8	14	(25.0)	124.4
24	(0.5)		86	(1.9)		990	(22.0)		1,526	(33.9)		1,876	(41.7)	
1	(2.2)	88.0	3	(6.5)	94.7	24	(52.2)	104.6	13	(28.3)	112.9	3	(6.5)	136.7
48	(3.4)		82	(5.7)		684	(47.9)		462	(32.4)		85	(6.0)	
-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	1	(50.0)	103.0	-	(0.0)	-	1	(50.0)	123.0
-	(0.0)		-	(0.0)		34	(8.2)		-	(0.0)		380	(91.8)	
-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	3	(25.0)	106.3	1	(8.3)	117.0	8	(66.7)	129.0
-	(0.0)		-	(0.0)		60	(18.8)		20	(6.3)		240	(75.0)	
5	(20.0)	85.4	1	(4.0)	90.0	8	(32.0)	104.0	4	(16.0)	113.0	5	(20.0)	132.2
74	(11.1)		36	(5.4)		297	(44.7)		59	(8.9)		62	(9.3)	
9	(5.6)	85.1	18	(11.3)	95.6	63	(39.4)	105.1	32	(20.0)	113.3	33	(20.6)	128.6
171	(3.8)		393	(8.8)		1,748	(38.9)		1,155	(25.7)		953	(21.2)	
-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	2	(10.5)	115.0	17	(89.5)	127.6
-	(0.0)		-	(0.0)		-	(0.0)		25	(3.3)		740	(96.7)	
1	(10.0)	84.0	1	(10.0)	90.0	5	(50.0)	105.6	3	(30.0)	114.3	-	(0.0)	-
11	(6.7)		11	(6.7)		87	(53.0)		55	(33.5)		-	(0.0)	
-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	2	(14.3)	105.0	5	(35.7)	114.4	7	(50.0)	127.7
-	(0.0)		-	(0.0)		67	(17.5)		75	(19.6)		240	(62.8)	
2	(5.0)	80.0	5	(12.5)	92.6	13	(32.5)	105.7	5	(12.5)	112.2	2	(5.0)	128.5
42	(4.4)		213	(22.3)		236	(24.7)		102	(10.7)		23	(2.4)	
1	(4.8)	81.0	2	(9.5)	93.0	10	(47.6)	105.2	3	(14.3)	114.7	3	(14.3)	123.0
24	(5.3)		74	(16.3)		207	(45.6)		62	(13.7)		63	(13.9)	
-	(0.0)	-	2	(12.5)	94.5	3	(18.8)	104.7	6	(37.5)	113.1	3	(18.8)	132.3
-	(0.0)		620	(37.6)		686	(41.6)		101	(6.1)		202	(12.3)	
5	(6.8)	84.6	5	(6.8)	96.5	24	(32.9)	105.5	5	(6.8)	114.8	29	(39.7)	129.3
70	(2.7)		92	(3.6)		957	(37.5)		168	(6.6)		1,118	(43.9)	
-	(0.0)	-	2	(18.2)	95.0	-	(0.0)	-	4	(36.4)	115.5	5	(45.5)	126.0
-	(0.0)		54	(7.4)		-	(0.0)		185	(25.4)		488	(67.1)	
2	(4.5)	83.3	2	(4.5)	93.0	12	(27.3)	105.2	5	(11.4)	113.8	20	(45.5)	129.8
68	(3.4)		75	(3.8)		589	(29.9)		108	(5.5)		1,090	(55.3)	

第10表 労働協定の締結

制度別 産業別	労働協定(36協定)		特別条項付きの労働協定(36協定)		1カ月の特別延長時間 回答のあった事業所
	締結している	締結していない	締結している	締結していない	
全産業	584 (91.3)	56 (8.8)	330 (52.1)	304 (47.9)	319 (100)
鉱業、採石業、砂利採取業	1 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (100.0)	- (-)
建設業	57 (93.4)	4 (6.6)	24 (38.7)	38 (61.3)	23 (100)
製造業	115 (97.5)	3 (2.5)	88 (75.9)	28 (24.1)	86 (100)
電気・ガス・熱供給・水道業	2 (100.0)	- (0.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	1 (100)
情報通信業	12 (100.0)	- (0.0)	6 (50.0)	6 (50.0)	6 (100)
運輸業、郵便業	26 (100.0)	- (0.0)	19 (73.1)	7 (26.9)	18 (100)
卸売業、小売業	146 (90.1)	16 (9.9)	74 (45.7)	88 (54.3)	68 (100)
金融業、保険業	18 (94.7)	1 (5.3)	8 (42.1)	11 (57.9)	7 (100)
不動産業、物品賃貸業	9 (90.0)	1 (10.0)	7 (70.0)	3 (30.0)	7 (100)
学術研究、専門・技術サービス業	13 (92.9)	1 (7.1)	11 (78.6)	3 (21.4)	11 (100)
宿泊業、飲食サービス業	39 (83.0)	8 (17.0)	21 (46.7)	24 (53.3)	21 (100)
生活関連サービス業、娯楽業	22 (88.0)	3 (12.0)	10 (40.0)	15 (60.0)	10 (100)
教育、学習支援業	14 (87.5)	2 (12.5)	10 (62.5)	6 (37.5)	10 (100)
医療、福祉	62 (83.8)	12 (16.2)	19 (25.7)	55 (74.3)	19 (100)
複合サービス事業	11 (100.0)	- (0.0)	10 (90.9)	1 (9.1)	10 (100)
サービス業(他に分類されないもの)	38 (88.4)	5 (11.6)	22 (55.0)	18 (45.0)	22 (100)

制度別 産業別	1年間の特別延長時間				
	1年間の特別延長時間 回答のあった事業所	360超～400時間	400超～500時間	500超～600時間	600超～720時間
全産業	314 (100)	106 (33.8)	21 (6.7)	22 (7.0)	124 (39.5)
鉱業、採石業、砂利採取業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
建設業	23 (100)	10 (43.5)	3 (13.0)	2 (8.7)	5 (21.7)
製造業	85 (100)	24 (28.2)	6 (7.1)	7 (8.2)	38 (44.7)
電気・ガス・熱供給・水道業	1 (100)	- (-)	1 (100.0)	- (-)	- (-)
情報通信業	6 (100)	2 (33.3)	1 (16.7)	- (0.0)	3 (50.0)
運輸業、郵便業	18 (100)	3 (16.7)	- (0.0)	2 (11.1)	2 (11.1)
卸売業、小売業	67 (100)	23 (34.3)	2 (3.0)	8 (11.9)	27 (40.3)
金融業、保険業	7 (100)	2 (28.6)	1 (14.3)	1 (14.3)	3 (42.9)
不動産業、物品賃貸業	7 (100)	3 (42.9)	2 (28.6)	- (0.0)	2 (28.6)
学術研究、専門・技術サービス業	11 (100)	2 (18.2)	- (0.0)	1 (9.1)	7 (63.6)
宿泊業、飲食サービス業	21 (100)	14 (66.7)	- (0.0)	1 (4.8)	5 (23.8)
生活関連サービス業、娯楽業	10 (100)	3 (30.0)	- (0.0)	- (0.0)	6 (60.0)
教育、学習支援業	10 (100)	4 (40.0)	2 (20.0)	- (0.0)	4 (40.0)
医療、福祉	18 (100)	10 (55.6)	- (0.0)	- (0.0)	5 (27.8)
複合サービス事業	10 (100)	1 (10.0)	1 (10.0)	- (0.0)	8 (80.0)
サービス業(他に分類されないもの)	20 (100)	5 (25.0)	2 (10.0)	- (0.0)	9 (45.0)

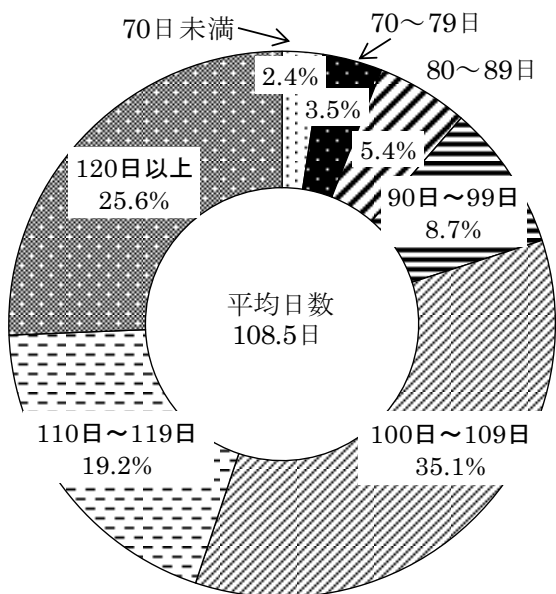
()は%

1カ月の特別延長時間

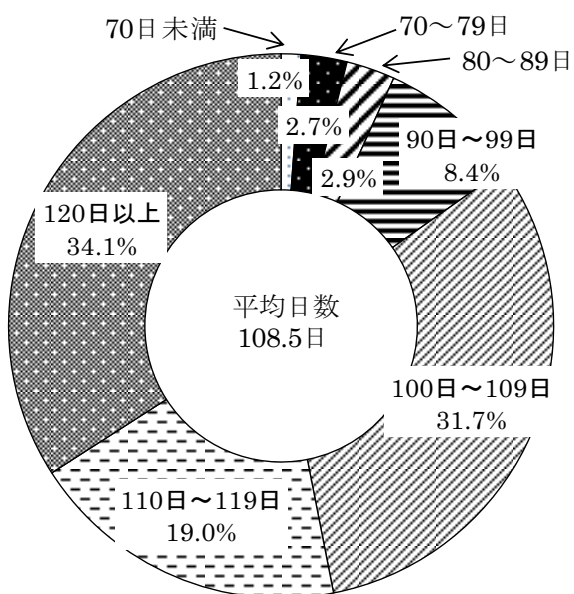
45超～50時間	50超～60時間	60超～70時間	70超～80時間	80超～100時間	100時間超
120 (37.6)	22 (6.9)	27 (8.5)	81 (25.4)	63 (19.7)	6 (1.9)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
12 (52.2)	1 (4.3)	2 (8.7)	5 (21.7)	2 (8.7)	1 (4.3)
27 (31.4)	6 (7.0)	8 (9.3)	28 (32.6)	15 (17.4)	2 (2.3)
- (-)	1 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
3 (50.0)	- (0.0)	2 (33.3)	- (0.0)	1 (16.7)	- (0.0)
4 (22.2)	- (0.0)	1 (5.6)	5 (27.8)	6 (33.3)	2 (11.1)
25 (36.8)	5 (7.4)	8 (11.8)	19 (27.9)	10 (14.7)	1 (1.5)
2 (28.6)	1 (14.3)	1 (14.3)	- (0.0)	3 (42.9)	- (0.0)
3 (42.9)	1 (14.3)	- (0.0)	3 (42.9)	- (0.0)	- (0.0)
2 (18.2)	- (0.0)	2 (18.2)	4 (36.4)	3 (27.3)	- (0.0)
15 (71.4)	- (0.0)	1 (4.8)	4 (19.0)	1 (4.8)	- (0.0)
3 (30.0)	- (0.0)	2 (20.0)	3 (30.0)	2 (20.0)	- (0.0)
4 (40.0)	- (0.0)	- (0.0)	4 (40.0)	2 (20.0)	- (0.0)
11 (57.9)	4 (21.1)	- (0.0)	1 (5.3)	3 (15.8)	- (0.0)
1 (10.0)	1 (10.0)	- (0.0)	- (0.0)	8 (80.0)	- (0.0)
8 (36.4)	2 (9.1)	- (0.0)	5 (22.7)	7 (31.8)	- (0.0)

720時間超	定めていない
26 (8.3)	15 (4.8)
- (-)	- (-)
3 (13.0)	- (0.0)
7 (8.2)	3 (3.5)
- (-)	- (-)
- (0.0)	- (0.0)
9 (50.0)	2 (11.1)
2 (3.0)	5 (7.5)
- (0.0)	- (0.0)
- (0.0)	- (0.0)
1 (9.1)	- (0.0)
- (0.0)	1 (4.8)
1 (10.0)	- (0.0)
- (0.0)	- (0.0)
- (0.0)	3 (16.7)
- (0.0)	- (0.0)
3 (15.0)	1 (5.0)

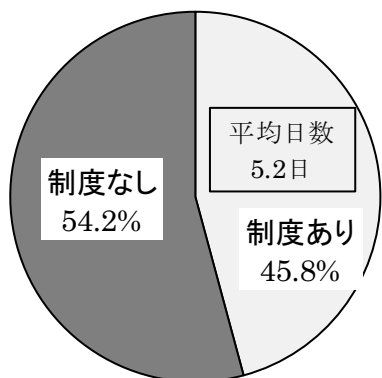
第5図 年間休日日数(事業所)



第6図 年間休日日数(適用労働者)



第7図 年次有給休暇の計画的付与の状況



第 11 表 休日・休暇について(事業所平均)

(単位：日)

産業別	総休日日数	週休日	週休日以外	年末年始	祝日	夏期休暇	メーデー	その他
全 産 業	108.5	84.6	23.9	5.6	12.6	3.2	0.0	2.5
鉱業，採石業，砂利採取業	88.7	73.7	15.0	7.0	0.0	5.0	0.0	3.0
建設業	103.1	73.7	29.4	7.5	13.8	4.6	0.0	3.5
製造業	110.0	82.1	27.8	7.0	13.1	4.4	0.1	3.3
電気・ガス・熱供給・水道業	113.0	80.5	32.5	6.0	18.5	1.0	0.5	6.5
情報通信業	122.3	96.8	25.6	6.2	14.2	3.3	0.1	1.9
運輸業，郵便業	104.4	81.3	23.1	5.2	12.4	2.5	0.0	3.0
卸売業，小売業	108.2	83.5	24.7	5.5	13.5	3.3	0.0	2.4
金融業，保険業	126.2	99.9	26.3	5.2	17.9	2.2	0.0	0.9
不動産業，物品賃貸業	104.5	80.4	24.1	6.7	7.2	3.7	0.3	6.2
学術研究，専門・技術サービス業	119.7	86.3	33.4	8.0	17.6	3.1	0.1	4.6
宿泊業，飲食サービス業	92.1	85.1	7.0	2.1	2.1	1.6	0.0	1.2
生活関連サービス業，娯楽業	102.3	86.6	15.7	4.0	9.3	1.9	0.0	0.5
教育，学習支援業	108.2	84.5	23.7	5.1	12.8	3.3	0.1	2.4
医療，福祉	111.5	92.7	18.8	3.8	11.5	1.9	0.0	1.5
複合サービス事業	116.5	89.5	26.9	4.6	18.8	1.8	0.0	1.6
サービス業（他に分類されないもの）	112.5	86.5	26.0	6.6	14.4	2.7	0.1	2.2

第 12 表 年休・所定内労働時間(事業所平均)

産業別	年休の一人 平均付与日数 (日)	年休の一人 平均消化日数 (日)	年休の一人 平均消化率 (%)	1日の労働時間		1週の労働時間	
				(時間)	(分)	(時間)	(分)
全 産 業	15.7	7.9	50.0%	7	46	39	35
鉱業，採石業，砂利採取業	20.0	5.0	25.0%	8	0	42	0
建設業	16.6	8.1	48.7%	7	39	40	2
製造業	16.2	8.8	54.3%	7	49	39	37
電気・ガス・熱供給・水道業	20.5	10.8	52.7%	7	35	38	48
情報通信業	14.8	8.1	55.0%	7	50	39	30
運輸業，郵便業	16.2	9.1	56.5%	7	44	39	45
卸売業，小売業	15.6	6.9	44.2%	7	44	39	33
金融業，保険業	17.2	8.8	50.9%	7	38	38	13
不動産業，物品賃貸業	15.3	9.1	59.4%	7	48	39	40
学術研究，専門・技術サービス業	16.1	8.9	55.2%	7	55	39	33
宿泊業，飲食サービス業	11.2	5.3	47.5%	7	51	40	26
生活関連サービス業，娯楽業	15.7	8.1	51.6%	7	39	38	51
教育，学習支援業	16.5	10.0	60.4%	7	44	39	22
医療，福祉	15.1	7.9	52.4%	7	54	39	30
複合サービス事業	19.7	8.6	43.9%	7	48	39	12
サービス業（他に分類されないもの）	16.7	7.7	46.3%	7	36	39	25

第 13 表 育児休業制度について

項 目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	552 (85.8%)	518 (85.2%)	34 (97.1%)
就業規則等への定めなし	91 (14.2%)	90 (14.8%)	1 (2.9%)
合 計	643 (100.0%)	608 (100.0%)	35 (100.0%)

第 14 表 育児休業の取得状況

集計対象事業所で平成 30 年度に出産または配偶者が出産した労働者数及びそのうち令和 2 年 3 月 31 日までに育児休業を取得した労働者数

	対象者数	取得者数	
男性	378 人	15 人	(4.0%)
女性	408 人	371 人	(90.9%)
合計	786 人	386 人	(49.1%)

第 15 表 育児のための所定外労働の免除制度

項 目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	415 (66.0%)	384 (64.6%)	31 (88.6%)
子が3歳に達するまで	252 (40.1%)	236 (39.7%)	16 (45.7%)
小学校に入学するまで	144 (22.9%)	134 (22.6%)	10 (28.6%)
小学校に入学した後も利用可能	19 (3.0%)	14 (2.4%)	5 (14.3%)
就業規則等への定めなし	214 (34.0%)	210 (35.4%)	4 (11.4%)
合 計	629 (100.0%)	594 (100.0%)	35 (100.0%)

第 16 表 育児のための短時間勤務制度について

項 目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	450 (71.5%)	417 (70.2%)	33 (94.3%)
子が3歳に達するまで	292 (46.4%)	273 (46.0%)	19 (54.3%)
小学校に入学するまで	102 (16.2%)	95 (16.0%)	7 (20.0%)
小学校に入学した後も利用可能	29 (4.6%)	22 (3.7%)	7 (20.0%)
その他	27 (4.3%)	27 (4.5%)	0 (0.0%)
就業規則等への定めなし	179 (28.5%)	177 (29.8%)	2 (5.7%)
合 計	629 (100.0%)	594 (100.0%)	35 (100.0%)

第 17 表 子の看護休暇制度について

項 目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	420 (66.8%)	388 (65.3%)	32 (91.4%)
小学校に入学するまで	382 (60.7%)	357 (60.1%)	25 (71.4%)
小学校に入学した後も利用可能	38 (6.0%)	31 (5.2%)	7 (20.0%)
就業規則等への定めなし	209 (33.2%)	206 (34.7%)	3 (8.6%)
合 計	629 (100.0%)	594 (100.0%)	35 (100.0%)

第 18 表 子の看護休暇の取得者数

	取得者数			
	5日未満	5～10日	11日以上	
男 性	251 人	209 人	42 人	0 人
女 性	513 人	359 人	149 人	5 人
合 計	764 人	568 人	191 人	5 人

第 19 表 介護休業制度の就業規則等への規定状況

項 目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	506 (78.7%)	472 (77.6%)	34 (97.1%)
就業規則等への定めなし	137 (21.3%)	136 (22.4%)	1 (2.9%)
合 計	643 (100.0%)	608 (100.0%)	35 (100.0%)

第 20 表 介護休業の取得状況（集計対象事業所で平成 31 年度に介護休業を取得した労働者数）

男性	女性	合計
10 人	17 人	27 人

第 21 表 介護を行う労働者のために設けている休業以外の措置(複数回答)

項 目	事業所数
休業以外の制度を設けている事業所	382 (60.5%)
1 日の所定労働時間を短縮する制度	337 (53.4%)
始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ	109 (17.3%)
週又は月の所定労働時間を短縮する制度	71 (11.3%)
労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度	42 (6.7%)
週又は月の所定労働日数を短縮する制度（隔日勤務・特定曜日勤務等）	25 (4.0%)
フレックスタイム制	26 (4.1%)
労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度	3 (0.5%)
制度なし	249 (39.5%)
合 計	631 (100.0%)

第 22 表 介護休暇制度について

項 目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	453 (71.8%)	419 (70.3%)	34 (97.1%)
就業規則等への定めなし	178 (28.2%)	177 (29.7%)	1 (2.9%)
合 計	631 (100.0%)	596 (100.0%)	35 (100.0%)

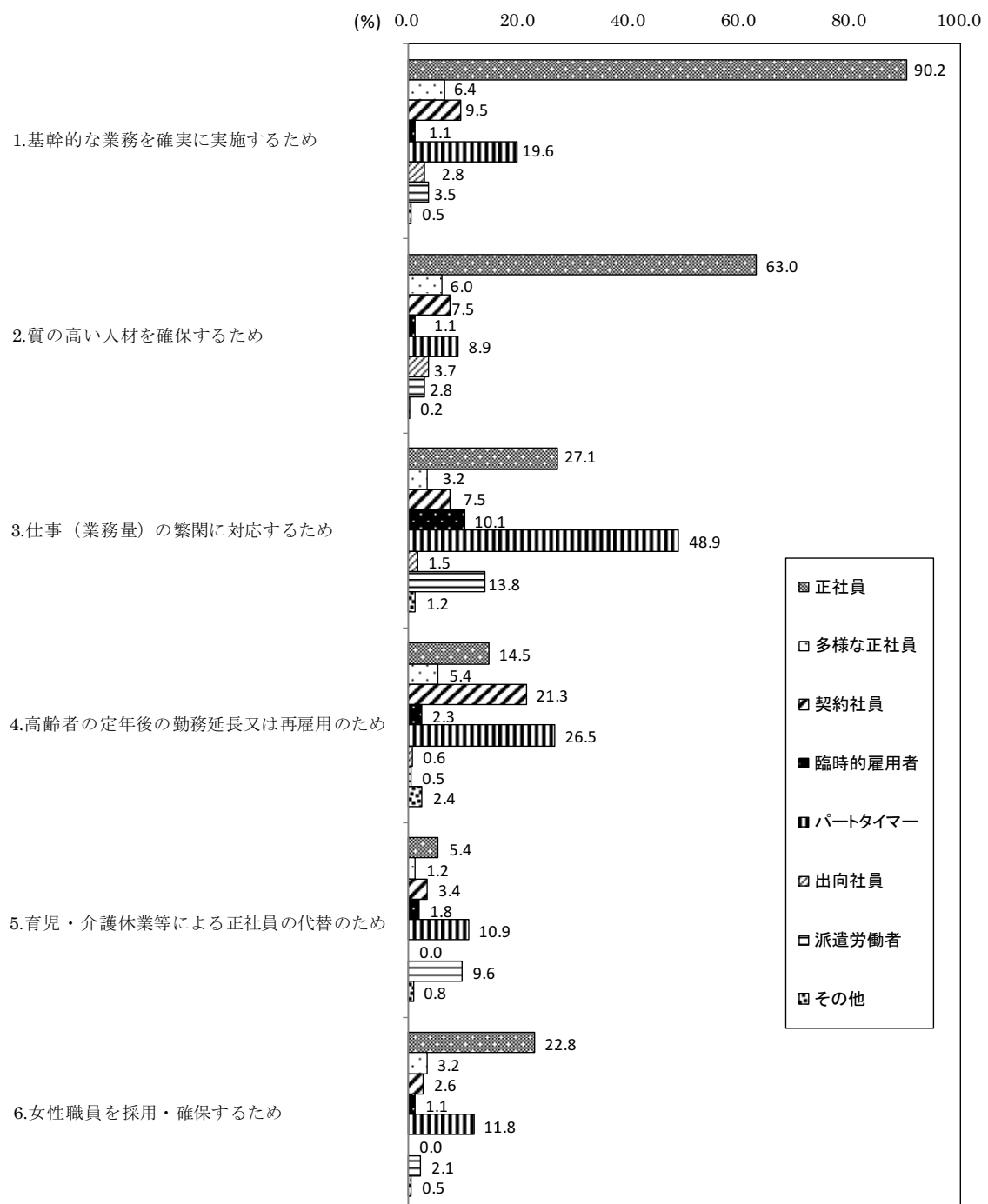
第 23 表 高年齢者の雇用形態(複数回答)

項目	事業所数	
高年齢者を雇用している事業所	468 (72.7%)	
雇用形態	正社員	171 (26.6%)
	契約社員	125 (19.4%)
	パートタイマー	277 (43.0%)
	その他	40 (6.2%)
高年齢者を雇用していない	176 (27.3%)	
合計	644 (100.0%)	

第 24 表 就業形態変更制度の有無

項目	事業所数
ある	142 (22.9%)
一部ある	172 (27.7%)
ない	307 (49.4%)
合計	621 (100.0%)

第 8 図 非正社員を活用している理由(複数回答)



第25表 正社員登用制度の有無

項 目	事業所数
ある	249 (40.8%)
ない	361 (59.2%)
合 計	610 (100.0%)

第26表 雇用管理の見直しについて

項 目	事業所数
考えている	293 (47.6%)
考えていない	323 (52.4%)
合 計	616 (100.0%)

第27表 非正社員等の正社員化の実績

() は%

区 分	正社員 登用実績 事業所数	正社員化した非正社員の数 (人)					
		契約 社員	臨時的 雇用者	パートタイマー	出向 社員	派遣 労働者	
全産業	271	331	140 (42.3)	11 (3.3)	111 (33.5)	7 (2.1)	62 (18.7)
鉱業，採石業， 砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0
建設業	10	4	3 (75.0)	0	0	0	1 (25.0)
製造業	57	73	25 (34.2)	8 (11.0)	10 (13.7)	7 (9.6)	23 (31.5)
卸売業，小売業	64	57	18 (31.6)	0	35 (61.4)	0	4 (7.0)
金融業，保険業	8	11	1 (9.1)	0	1 (9.1)	0	9 (81.8)
運輸業，郵便業	9	8	2 (25.0)	0	3 (37.5)	0	3 (37.5)
電気・ガス・ 熱供給・水道業	1	0	0	0	0	0	0
情報通信業	6	1	0	1 (100.0)	0	0	0
不動産業， 物品賃貸業	5	5	5 (100.0)	0	0	0	0
学術研究，専門・ 技術サービス業	8	1	0	0	1 (100.0)	0	0
宿泊業，飲食 サービス業	19	32	4 (12.5)	0	27 (84.4)	0	1 (3.1)
生活関連 サービス業，娯楽業	9	10	0	0	10 (100.0)	0	0
教育，学習支援業	10	54	48 (88.9)	0	5 (9.3)	0	1 (1.9)
医療，福祉	41	27	12 (44.4)	0	10 (37.0)	0	5 (18.5)
複合サービス事業	7	15	7 (46.7)	0	0	0	8 (53.3)
サービス業（他に分 類されないもの）	17	33	15 (45.5)	2 (6.1)	9 (27.3)	0	7 (21.2)

※端数を四捨五入するため、合計と内訳が一致しない場合があります。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種
業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種	業種

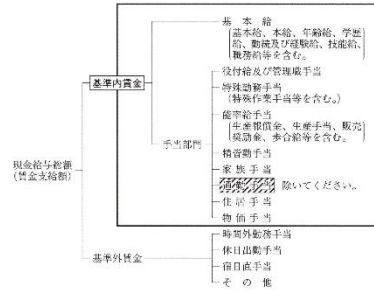
秘賃金等労働条件実態調査票

(令和2年7月31日現在)

金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部労働企画課
(問い合わせ先)
一般財団法人 北國総合研究所

TEL (076) 263-2266
FAX (076) 263-2376
Mail office@hokkoku-souken.jp

この調査は、賃金等労働条件の実態を把握し、企業の経営、労働管理の指標とするものです。
統計以外の目的に使用したり、調査内容を他にもしらしたりすることはありませんが、ありのままを記入してください。なお※は記入しないでください。
返送は12月31日までお願いいたします。



1 新規学校卒業者の初任給および学歴別・職種別賃金について

※「管理・事務・販売」、「生産」、「技術」の区分については実際の業務内容により近いと思われるほうに記入をお願いします。専門学校卒は「短大卒」に含めてください。
基準賃金(右上の表参照)のうち、過労手当を差し引いた額を記入してください。

(単位 100円)

学歴別 男女別	中 学 卒				高 校 卒				短 大 ・ 高 専 卒				大 学 卒																																										
	男 性		女 性		男 性		女 性		男 性		女 性		男 性		女 性																																								
	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
初任給																																																							
賃金の構成																																																							

※初任給の欄は、本年度採用がなくとも新規採用したとすれば、初任給を男女とも男性の欄に記入してください。

※賃金の構成は、左側の清字欄に当たる正項目の算率を記入してください。(空欄・0は記入しない。初任給は該当するが、25歳未満は記入しない。)

※該当者が複数いるときは、より高給な方を記入してください。

(※) 単位は100円です。100円未満は四捨五入してください。

2 所定内労働時間について

1日の所定内労働時間	1週の所定内労働時間
時間: 分	時間: 分

※所定内労働時間とは、始業時から終業時刻までの時間から昼休み等の休憩時間を差し引いた時間です。

3 時間外労働について

(1) 時間外労働に労働協定(36協定)を締結していますか。

締結している	締結していない
1	2

(2) 特別条項付きの36協定(※)を締結していますか。

※臨時な特別な事情があり、限度時間(月45時間、年間360時間)を超えて時間外労働をさせる場合には、労使間で何時間まで延長を認めるのか協定が必要です。

締結している	締結していない
1	2

(3) (2)で「締結している」と回答された場合、お答え下さい。

①特別条項付きの36協定で定めている1ヶ月の特別延長時間に該当する番号に○印をつけて下さい。

1	45超～50時間
2	50超～60時間
3	60超～70時間
4	70超～80時間
5	80超～100時間
6	100時間超

②特別条項付きの36協定で定めている1年間の特別延長時間に該当する番号に○印をつけて下さい。

1	360超～400時間
2	400超～500時間
3	500超～600時間
4	600超～720時間
5	720時間超
6	定めていない

4 休日・休暇について

(1) 週休制はどうなっていますか。(該当するもの番号に○印をつけてください。)(※週2日制を付らぬかたちで実施している場合は、1～6のいずれかに○を付けてください。)

週休2日制						週休1日制		実質的に完全週休2日制より休日数が多いもの(月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等)
完全	月3回	隔週	月2回	月1回	その他(注1)	1日	1日半	
1	2	3	4	5	6	7	8	9

(注) 時期や職種等によって異なる場合は、より多くの従業員に適用されるものをご回答ください。
(注1) 月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休等実質的に完全週休2日制より休日数が少ない場合に選択してください。

(2) 有給休暇について(繰り越し日数は含めなくてください)

① 1年の年次有給休暇の1人平均付与日数は何日ですか。

② 1年の年次有給休暇の1人平均消化日数は何日ですか。

③ 年次有給休暇の計画的付与をしていますか。

 1 している

 2 していない

(3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間にどのような休日・休暇がありましたか。下記の表に記入してください。(※) 年次有給休暇を利用した休暇は除いてください。

① 年末年始(1月1日を含む)	II	→ 1月1日、週休日を含む。
② 国民の祝日(1月1日を除く)	II	→ 1月1日を除き19日あります。
③ 夏季休暇	II	→ 週休日を含む。
④ メーデー	II	→ 週休日(土・日など)から①～③の休日数が減った日数を除いて記入してください。 [口曜日] 約52日 (参考) [完全週休2日] 約104日 [隔週週休2日] 約78日
⑤ その他(創立記念日、ゴールデンウィーク等)	II	
⑥ 週休日(週のうち定まった休業日の年間総数)	II	→ 年次有給日数になります。
合計(①+②+③+④+⑤+⑥)	II	

4枚目の「休日・休暇について 参考カレンダー」をご活用ください。

5 育児休業制度等について

(1) 育児休業制度を就業規則等に定めていますか。

定めあり	定めなし
1	2

※ 育児休業制度とは、原則として1歳未満の子を養育するために男女労働者が取得できる休業制度をいい、労働基準法上の産前産後休業、育児時間とは別の制度です。

(2) 出産した者又は配偶者が出産した者及び、そのうち育児休業を取得した者は何人いますか。

イ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの出産者数（配偶者が出産した男性を含む）	女性	男性
	① 人	② 人
ロ イのうち令和2年3月31日までの間に育児休業を開始した者の数	女性	男性
	③ 人	④ 人

(3) 子の看護休暇制度を就業規則等に定めていますか。

定め	あり	定めなし
子が小学校に入学するまで	子が小学校入学した後も利用可能	
1	2	3

※ 子の看護休暇制度とは、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、育児・介護休業法に定められている病気・けがをした子の看護、子の予防接種・健康診断等のために取得できる休暇制度をいいます。

(4) 子の看護休暇を取得した者は何人ですか。

(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間)

	5日未満	5～10日	11日以上	計
女性	人	人	人	人
男性	人	人	人	人

(5) 育児のための所定外労働の免除制度を就業規則等に定めていますか。

定め	あり	定めなし	
子が3歳に達するまで	子が小学校入学前まで	子が小学校入学以降も利用可能	
1	2	3	
			4

(6) 育児のための短時間勤務制度を設けていますか。

制度がある					制度はない
子が3歳に達するまで	子が小学校入学前まで	子が小学校入学以降も利用可能	その他		
1	2	3	4	5	

8 雇用管理について

※ 各就業形態の区分については、別添の記入要領を参考にしてください。

(1) 雇用の管理における就業形態についてお聞きします。各就業形態ごとに導入している理由をそれぞれ該当するものに○印をつけて下さい（複数回答可）。

活用理由	就業形態						
	正社員	多様な正社員*	契約社員	臨時的雇用者	パートタイマー	出向社員	派遣労働者
1 基幹的な業務を確実に実施するため							
2 質の高い人材を確保するため							
3 仕事（業務量）の増減に対応するため							
4 高齢者の定年後の勤務延長又は再雇用のため							
5 育児・介護休業等による正社員の代替のため							
6 女性職員を採用・確保するため							

※ 正社員とは、配偶者や親族、在籍内容を勤務時間などの範囲が限定されている社員

(2) 社員の希望に従って○印でお答えした就業形態を変更する制度等はありますか。

ある	一部ある	ない
1	2	3

(3) 契約社員等（※）を正社員又は多様な正社員として登用する制度はありますか。

ある	ない
1	2

※ 正社員または多様な正社員を全く労働者

(4) (3)で「ある」と回答したうち、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの実績があれば、その人数を記入してください。

契約社員	臨時的雇用者	パートタイマー	出向社員	派遣労働者
人	人	人	人	人

(5) 貴社において、人材確保の観点から(1)～(3)といった雇用管理のあり方を、今後見直すことをお考えですか。

考えている	考えていない
1	2

※ 御協力ありがとうございました。同封の返信用封筒にてご返送願います。（返信郵便料金は当方で負担いたします。）

6 介護休業制度等について

(1) 介護休業制度を就業規則等に定めていますか。

定めあり	定めなし
1	2

※ 介護休業制度とは、育児・介護休業法に定められている要介護状態にある家族の介護を行う労働者が取得できる休業制度をいいます。

(2) 家族の介護のため介護休業を取得した者は何人ですか。（平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間）

男性	人	女性	人
----	---	----	---

※ 同一労働者が期間内に2回利用した場合は、2人として計上してください。

(3) 介護休暇制度を就業規則等に定めていますか。

定めあり	定めなし
1	2

※ 介護休暇制度とは、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、育児・介護休業法に定められている要介護状態にある家族の介護や通院を行う労働者が取得できる短期の休暇制度をいいます。介護休業制度とは別の制度になります。

(4) 介護を行う労働者のための休業以外の措置は、どのような制度を設けていますか。

制度がある	制度はない
1	2

(設けている制度すべての番号に○印をつけてください)

1	1日の所定労働時間を短縮する制度
2	週又は月の所定労働時間を短縮する制度
3	週又は月の所定労働日数を短縮する制度（隔日勤務、特定曜日勤務等）
4	労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度
5	フレックスタイム制
6	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
7	労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度

7 高齢者の雇用について

貴事業所では66歳以上の高齢者を雇用していますか。

雇用している	雇用していない
1	2

(雇用形態に該当するすべての番号に○印をつけてください)

1	正社員
2	契約社員
3	パートタイマー
4	その他

※ 各雇用形態の区分については、別添の記入要領を参考にしてください。

休暇・休日について 参考カレンダー

○ 祝日 △ 振替休日

2019年 平成31年 / 令和元年

2019年 4	5	6
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1
7 8 9 10 11 12 13	7 8 9 10 11	2 3 4 5 6 7 8
14 15 16 17 18 19 20	12 13 14 15 16 17 18	9 10 11 12 13 14 15
21 22 23 24 25 26 27	19 20 21 22 23 24 25	16 17 18 19 20 21 22
28 29 30	26 27 28 29 30 31	23 24 25 26 27 28 29 30

7	8	9
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6	1 2 3	1 2 3 4 5 6 7
7 8 9 10 11 12 13	4 5 6 7 8 9 10	8 9 10 11 12 13 14
14 15 16 17 18 19 20	11 12 13 14 15 16 17	15 16 17 18 19 20 21
21 22 23 24 25 26 27	18 19 20 21 22 23 24	22 23 24 25 26 27 28
28 29 30 31	25 26 27 28 29 30 31	29 30

10	11	12
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5	1 2	1 2 3 4 5 6 7
6 7 8 9 10 11 12	3 4 5 6 7 8 9	8 9 10 11 12 13 14
13 14 15 16 17 18 19	10 11 12 13 14 15 16	15 16 17 18 19 20 21
20 21 22 23 24 25 26	17 18 19 20 21 22 23	22 23 24 25 26 27 28
27 28 29 30 31	24 25 26 27 28 29 30	29 30 31

2020年 令和2年

2020年 1	2	3
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4	1	1 2 3 4 5 6 7
5 6 7 8 9 10 11	2 3 4 5 6 7 8	8 9 10 11 12 13 14
12 13 14 15 16 17 18	9 10 11 12 13 14 15	15 16 17 18 19 20 21
19 20 21 22 23 24 25	16 17 18 19 20 21 22	22 23 24 25 26 27 28
26 27 28 29 30 31	23 24 25 26 27 28 29	29 30 31

石川県の賃金等労働条件実態調査結果報告書

令和3年3月 発行

石川県商工労働部労働企画課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話：076-225-1531 FAX：076-225-1534

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/index.html>

石川県職業能力開発プラザ

「働きたい人」「働く人」を応援します

- ・職業能力開発・労働問題・労務管理の相談
- ・内職情報のご案内
- ・総合労働相談会を毎月第3水曜日 13:30～16:00 に開催

ホームページ

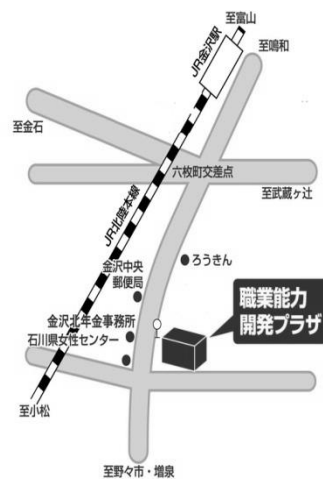
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/syokunou-p/>

携帯サイト

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/syokunou-p/index.html>

E-mail

pzinfo@pref.ishikawa.lg.jp



〒920-0862 金沢市芳齊1丁目15番15号

Tel. 076-261-1400(代) Fax. 076-261-1402

●JR 金沢駅兼六園口より徒歩約8分 ●北鉄「三社」バス停より徒歩1分

開所日時 月～金 8:30～17:00 (日・祝・年末年始除く)